

旭川医科大学病院放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院放射線障害予防規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院放射線障害予防規程（令和元年旭医大達第79号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。）及び関連法令に基づき、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）における放射性同位元素及び放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、本院内外の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(主任者等)</p> <p>第10条 学長は、放射線障害発生防止の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線施設に主任者を1名以上置くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 主任者、副主任者及び代理者は、病院の職員で第1種放射線取扱</p>	<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「RI規制法」という。）及び関連法令に基づき、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）における放射性同位元素及び放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、本院内外の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(主任者等)</p> <p>第10条 学長は、放射線障害発生防止の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線施設に主任者を1名以上置くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 主任者、副主任者及び代理者は、病院の職員で第1種放射線取扱</p>

主任者免状を有する者又は放射線の取扱いの経験がある医師若しくは歯科医師のうちから、施設長の推薦により、学長が任命する。また、解任する場合は、施設長の解任理由に基づき、学長が解任する。なお、解任した場合は、主任者及び代理者は、原子力規制委員会に解任の届出を行わなければならない。

6・7 (略)

(略)

(個人被ばく線量の測定)

第34条 施設長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次に定めるところにより個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分、腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は当該部分についても測定を行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、腹部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前2号のほか当該部位についても測定を行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

主任者免状を有する者又は放射線の取扱いの経験がある医師若しくは歯科医師のうちから、施設長の推薦により、学長が任命する。また、解任する場合は、施設長の解任理由に基づき、学長が解任する。なお、解任した場合は、原子力規制委員会に解任の届出を行わなければならない。

6・7 (略)

(略)

(個人被ばく線量の測定)

第34条 施設長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次に定めるところにより個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分、腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は当該部分についても測定を行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、腹部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前2号のほか当該部位についても測定を行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

(6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

(7) 安全管理担当者は、次の項目について測定結果を記録すること。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定者の氏名

ウ 放射線測定器の種類及び形式

エ 測定日時

オ 測定方法

カ 測定部位及び測定結果

(8) 前号の測定結果について4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間及び女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し記録すること。

(9) 安全管理担当者は、第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

ア 算定年月日

イ 対象者の氏名

ウ 算定者の氏名

エ 算定対象期間

オ 実効線量

カ 等価線量及び組織名

(10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間及び女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。なお、記録の都度その写しを対象者に交付すること。

(11) 前号による算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む文部科学大臣が定める期間の累積実効線量を当該期

(削除)

- 2 安全管理担当者は、前項の測定に際し、次の項目について測定結果を記録すること。（新設）
- (1) 測定対象者の氏名
  - (2) 測定者の氏名
  - (3) 放射線測定器の種類及び形式
  - (4) 測定日時
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 3 前項の測定結果について4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間及び女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し記録すること。（新設）
- 4 安全管理担当者は、第2項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。（新設）
- (1) 算定年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 算定者の氏名
  - (4) 算定対象期間
  - (5) 実効線量
  - (6) 等価線量及び組織名
- 5 前項の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間並びに4月1日を始期とする1年間及び女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。なお、記録の都度その写

間について、毎年度集計し、別に定めるところにより記録すること。

- (12) 施設長は、第7号から第11号までの記録を永年保存とするとともに、記録の都度その写しを対象者に交付すること。ただし、当該記録を5年間記録した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

しを対象者に交付すること。(新設)

6 前項による算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、別に定めるところにより記録すること。(新設)

7 施設長は、第2項から第6項までの記録を永年保存とするとともに、記録の都度その写しを対象者に交付すること。ただし、当該記録を5年間記録した後においてこれを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。(新設)

8 安全管理担当者は、外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するため、個人被ばく線量計の校正に係る次の事項を記録し、個人被ばく線量計が常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。(新設)

(1) 実施年月日

(2) 実施者の氏名

(3) 実施結果

(4) 実施結果に伴う措置の内容

(略)

(健康診断)

第36条 施設長は、放射線業務従事者に対して、この条に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

2～5 (略)

6 施設長は、健康診断の結果を永年保存とするとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、本人に交付することができる。また、結果の保存期限については、当該記録を5年間記録した後においてこれを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(略)

(健康診断)

第36条 施設長は、放射線業務従事者に対して、この条に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

2～5 (略)

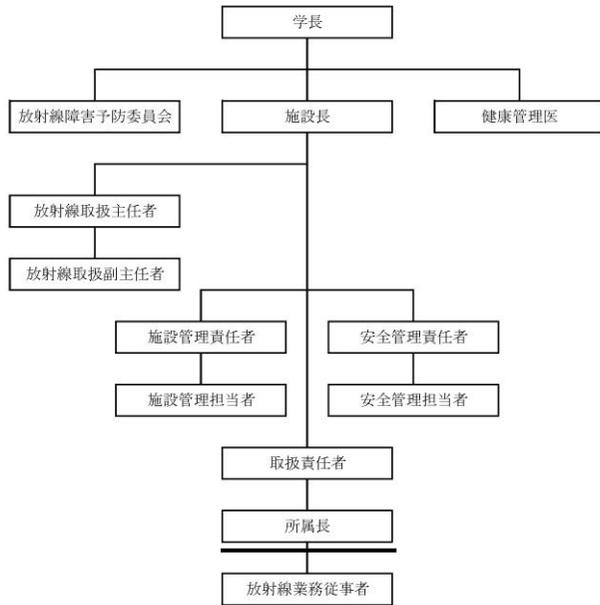
6 施設長は、健康診断の結果を永年保存とするとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、本人に交付することができる。また、結果の保存期限については、当該記録を5年間記録した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(略)

附 則

この規程は、令和7年6月6日から施行する。

別表第1 (第7条関係)



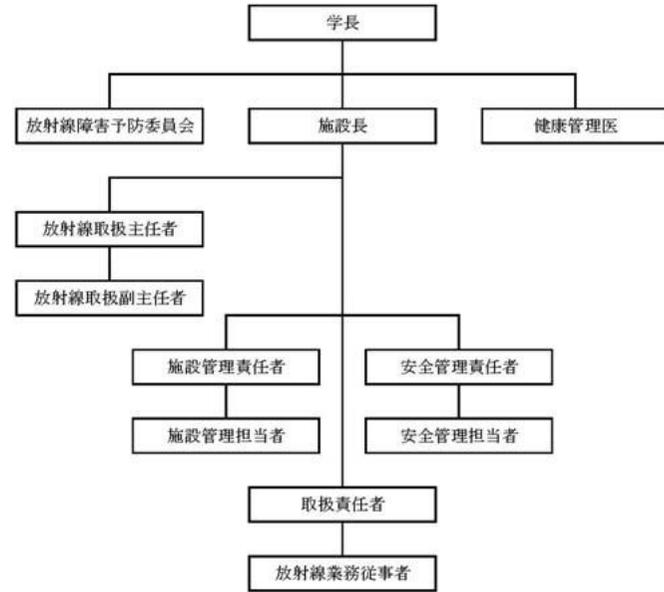
(略)

【改正理由】

放射性同位元素等の規制に関する法律に準拠するため、所要の改正を行うものである。

(略)

別表第1 (第7条関係)



(略)